

議案第82号

勝山市営住宅管理条例の一部改正について

勝山市営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年2月25日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

民法の一部を改正する法律により債権関係の規定の見直しが行われたこと及びその他所要の規定の整備について改めたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市営住宅管理条例の一部を改正する条例

勝山市営住宅管理条例(平成9年勝山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者の選考)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 市長は、<u>第1</u>項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、地方自治法<u>(昭和22年法律第67号)</u>第138条の4第3項に規定する市長の附属機関として、勝山市入居者選考審査会(次項において「審査会」という。)の意見を聴いて定める。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(入居者の選考)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 市長は、<u>前</u>項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、地方自治法_____第138条の4第3項に規定する市長の附属機関として、勝山市入居者選考審査会(次項において「審査会」という。)の意見を聴いて定める。</p> <p>5 (略)</p>

6 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める**要件**を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当をした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(同居の承認)

第11条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第10条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 (略)

(入居の承継)

第12条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(収入の申告等)

第14条 (略)

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。

3・4 (略)

6 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める**要件**を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当をした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(同居の承認)

第11条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 (略)

(入居の承継)

第12条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(収入の申告等)

第14条 (略)

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。

3・4 (略)

(敷金)

第17条 (略)

2 (略)

(新設)

3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃 _____ 又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 (略)

(修繕費用の負担)

第19条 市営住宅等の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、 _____

市の負担とする。

2 入居者の責に帰すべき理由によって前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は市長の選択に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

(敷金)

第17条 (略)

2 (略)

3 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

4 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

5 (略)

(修繕費用の負担)

第19条 市営住宅等の修繕に要する費用 _____

_____ は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、市の負担とする。

2 入居者の責に帰すべき理由によって市営住宅等の修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、入居者は市長の選択に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第20条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)～(3) (略)

(新設)

(入居者の保管義務)

第26条 入居者は、市営住宅を模様替し、又は増築してはならない。
ただし、**現状**回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で**現状**回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第35条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第36条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従

第20条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)～(3) (略)

(4) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の市営住宅等の修繕に要する費用

(入居者の保管義務)

第26条 入居者は、市営住宅を模様替し、又は増築してはならない。
ただし、**原状**回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で**原状**回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第35条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第36条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従

前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(使用許可の取消)

第46条 市長は、使用者が次の各号の一に該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

(1)～(6) (略)

(新設)

2 (略)

前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(使用許可の取消)

第46条 市長は、使用者が次の各号の一に該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

(1)～(6) (略)

(7) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

2 (略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。